



新・介護保険 を考える 17

社会福祉法人の変化 3－法人の経営組織の変化－

理事長 鈴木 恂子



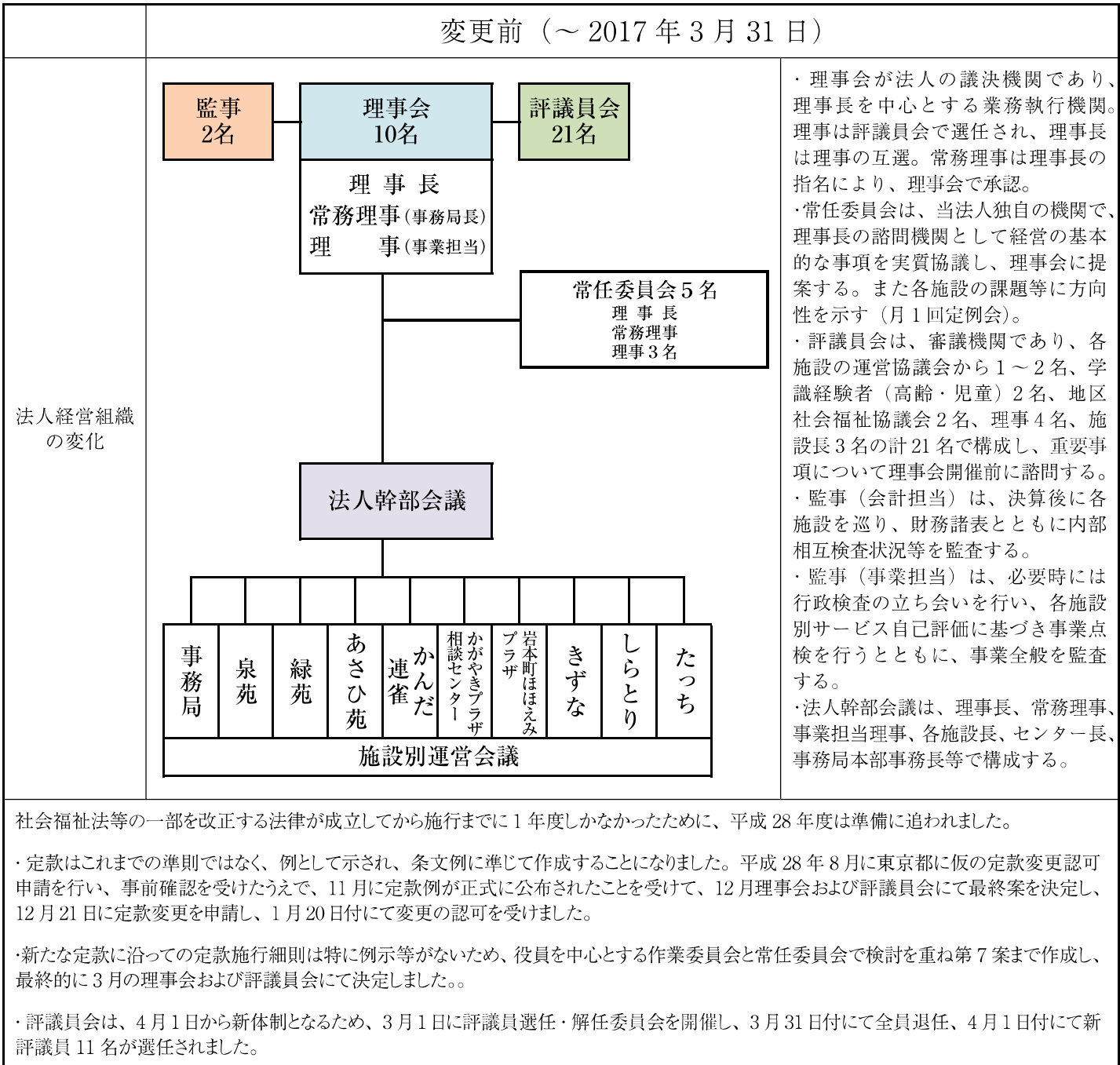
社会福祉法人は大きな転換期を迎えたといわれています。平成26年から具体的な改正の方向性が示され、平成27年度末（平成28年3月31日）に社会福祉法等の一部を改正する法律が成立しました。平成28年度は、新社会福祉法にそって平成29年度がむかえられるよう、文字通り準備に追われた年になりました。季刊しんあいの紙面でも、98号（平成28年5月5日発行）、99号（同8月5日発行）でその変化を整理しました。

平成28年度は法改正対応の準備とともに、当法人は70周年の年でもあり、大きな節目となりました。今年度はいよいよ新社会福祉法に基づく社会福祉法人の実践の年になります。一方、当法人は71年目のスタートをリボーンの年として、蓄積した伝統を踏まえて継承すべきことを理念としながらも、71年目からの歴史を築く職員とともに思い切って業務の断捨離をはかり、新しい目をもって再生をめざしています。

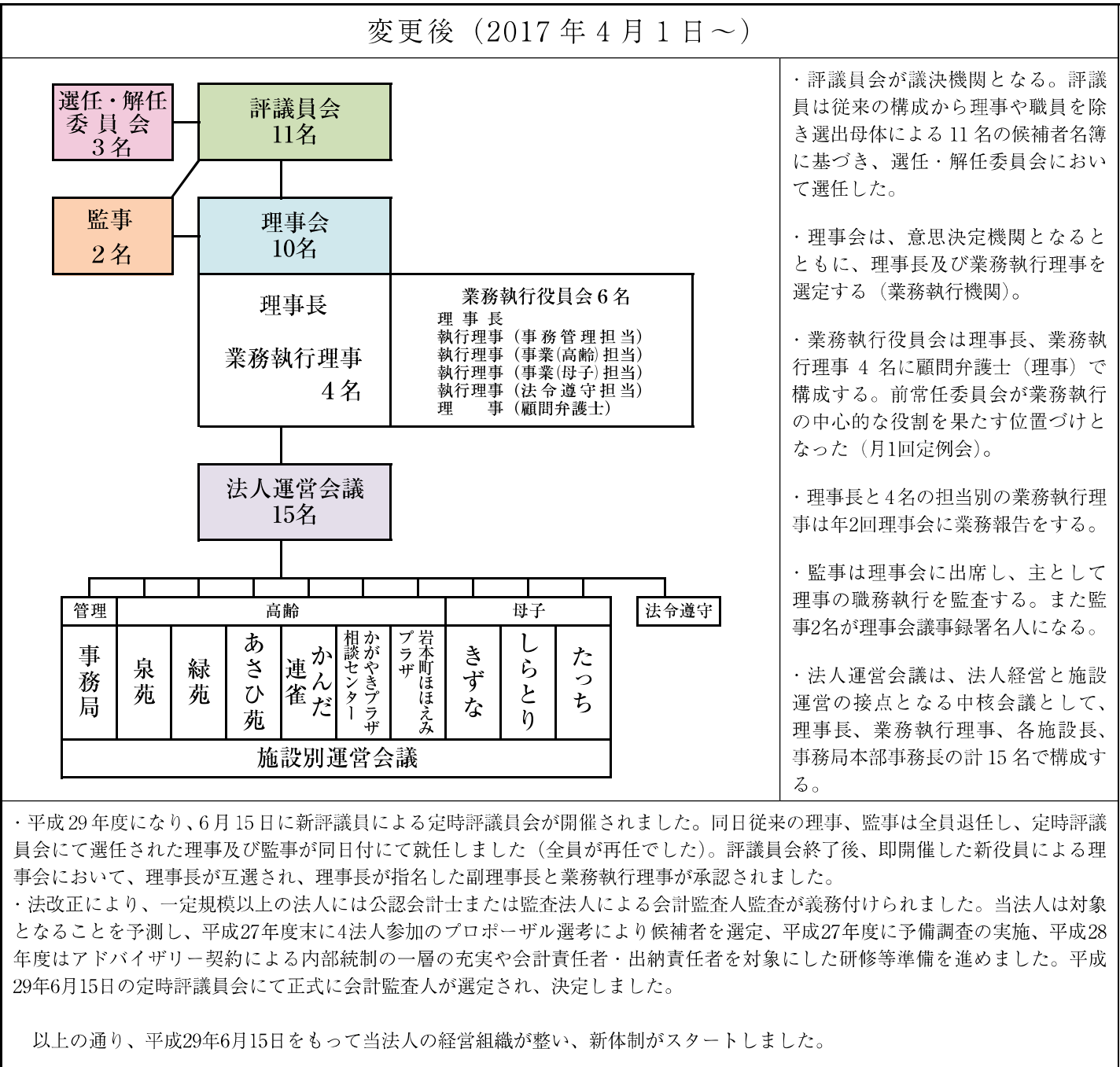
平成29年度から改正社会福祉法に基づく新しい定款および定款施行細則のもとで法人の経営組織体制が大きく変化しました。今回は当法人における変化とそのための取組をご紹介します。

ちなみに今後は法改正の下記の6点の目的に沿って社会福祉法人の対応が求められます。

1. 経営組織のガバナンスの強化
2. 事業運営の透明性の向上（財務諸表等の公表等）
3. 財務規律の強化
4. 地域における公益的な取り組みを実施する責務（社会福祉法人の本旨として困難な福祉ニーズに対応する）
5. 行政の関与の在り方（区市による指導監督、都はこれを支援し、財務諸表の収集分析活用を行う。国は全国的なデータベースを整備する等）
6. 社会福祉施設職員等退職共済制度の見直し



※98号、99号とあわせてご覧いただければ幸いです。



以上の通り、平成29年6月15日をもって当法人の経営組織が整い、新体制がスタートしました。

（編集：法人事務局 青木 志乃）